

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

基本目標I	生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち
-------	--------------------

基本方針 - 1 健康づくり・生きがいの充実

〔現状と課題〕

メタボリック症候群の予防、改善等生活習慣病予防対策として、特定健診、がん検診、特定保健指導等への取り組みを進めています。健（検）診受診については休日健診等受診方法の工夫等を行うことにより、受診率が増加傾向で推移しているものの、目標に達していない状況です。今後とも、受診方法の工夫等を進めていく必要があります。特定保健指導については指導率が目標に達していないことから、効果的効率的な指導方法の確立が必要となっています。

また、生きがいづくりについては、市立公民館での生涯学習活動、老人クラブでの趣味活動、公民館ミニデイ等地域でのボランティア活動、シルバー人材センターを通じての生きがい就労等、様々な活動が展開されています。「生きがい」は人によって異なることから、様々な地域資源の活用を図っていくことが必要です。高齢者の約8割は元気な高齢者であり、これらの活動が自主的主体的に行われるよう、その支援を強化していく必要があります。また、介護予防の観点からもこれらの取り組みは重要であり、充実を図っていく必要があります。

『基本方針 - 1 健康づくり・生きがいの充実』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進
- (2) 生活習慣病予防対策の推進
- (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (4) 地域活動の充実
- (5) 就労支援の充実

【個別施策(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進】

高齢者をはじめ、全ての市民の健康づくりへの意識を高め、健康づくりの実践活動に結びつけていくことができるよう、「健康うるま21」の周知や生活習慣病予防週間等を通じて啓発を図っていきます。

施策	内容	担当課
「健康うるま 21」の普及啓発	・市民の健康づくりの計画書となる「健康うるま21」について、その普及・啓発を図り、市民ぐるみでの健康づくり活動を推進します。	健康支援課
健康講演会等の参加促進	・高齢者をはじめ、市民の健康づくりへの動機づけになるよう、市の広報紙等を通じて健康に関する意識啓発を行うとともに、講演会等について、より市民が参加しやすい開催方法・内容等の検討を行い、参加促進を図ります。	

【個別施策(2) 生活習慣病予防対策の推進】

生活習慣病を原因とする寝たきり、要介護状態への移行を防止するために、健診受診率の向上、特定保健指導の充実等を図ります。

施策	内容	担当課
特定健診・各種がん検診の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援を進めていく上で、重要な事業となる各種健診について、多くの市民の受診を促進するために広報、啓発活動を推進します。 ・特定健診・各種がん検診の受診率向上のため、休日健診を継続するとともに、市民が利用しやすい実施方法の導入を図ります。 	健康支援課 国民健康保険課
保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群に対し、特定保健指導の推進を図ります。 ・生活習慣病の要治療者に対しては、医療機関との連携により重症化予防に努めます。 ・関係機関連携のもとで、上記以外の要指導者に対する保健指導の充実強化に努めます。 ・「エコボディカード」の活用による自己管理の継続、運動の習慣化を図ります。 	

【個別施策(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進】

高齢者が生涯学習や生涯スポーツ活動への参加をとおり、生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習等の活動機会の充実を図るとともに、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、指導者の確保など支援を進めます。また、高齢者の長年の経験等を活かせるよう、生涯学習データバンクへの登録を促進します。

施策	内容	担当課
生涯学習機会の充実	<p>ア．公民館講座の開催と利用促進 中央公民館及び各地区公民館において、高齢者等関係者の意向を踏まえつつ、様々な生涯学習講座を開催するとともに講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。</p> <p>イ．自主サークルの活動支援 各サークルが利用しやすい施設とするための仕組みづくりを図るとともに、公民館使用料の免除や講師依頼の費用助成等の支援を行います。</p> <p>ウ．生涯学習データバンクの有効活用 生涯学習データバンクへの登録促進及び市民への情報提供を充実します。</p>	生涯学習振興課
生涯スポーツ・レクリエーションの充実	<p>ア．生涯スポーツ講座の充実 各種社会体育事業を開催し、老人クラブ等関係機関との連携を図りながら、主体的な健康づくりを支援します。</p> <p>イ．指導者等の人材の確保 社会体育指導員をはじめ、生涯スポーツ指導者確保に取り組めます。</p> <p>ウ．社会体育施設の利用促進 スポーツ、レクリエーションを通じて、健康、生きがいづくりが行えるよう、社会体育施設の利用を促進します。</p>	生涯スポーツ課

健康福祉センター うるみんの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市健康福祉センターうるみんを高齢者の健康増進・生きがい活動の拠点として、効率的な施設利用の仕組みづくりを図りつつ、施設利用を促進します。 ・高齢者の利用支援の一環として、高齢者のプール及び運動指導室の低額利用料金を維持します。 	生活福祉課
---------------------	--	-------

【個別施策(4) 地域活動の充実】

高齢者の地域活動の受け皿となる老人クラブについては、活動の充実及び会員の拡大に向け、活動内容やリーダー確保の支援を図ります。また最近では様々な地域活動団体が結成され地域における主体的な活動が行われていることから、その活動支援についても取り組んでいきます。さらには高齢者が地域でボランティア活動に関われるよう、社会福祉協議会等との連携を進めます。

施策	内容	担当課
老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会及び各自治会の単位老人クラブへの活動助成を行います。 ・老人クラブ活動の活性化に向け、若い世代の会員加入の促進や若いリーダーのもとでの自主活動の推進等の支援を進めます。 	介護長寿課
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのボランティア活動への参加促進を通じて、高齢者の生きがいづくりを確保することができるよう、地域の自治会、社会福祉協議会等との連携により、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動等の担い手として参加を促進します。 	
地域活動団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や生きがいづくり、支え合う地域づくりに取り組む地域団体等に対して、各種補助制度の周知を進め、各種補助制度を活用した団体の活動促進・支援に取り組みます。 	

【個別施策(5) 就労支援の充実】

高齢者がこれまで培ってきた能力を活かすことができるよう、また、就労を通しての生きがいの確保や社会参加を果たすことができるよう、就労相談や情報発信、就労機会の確保等の就労支援を進めます。

施策	内容	担当課
高齢者の就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・生きがい就労の支援を行うため、うるま市シルバー人材センターへの支援を通じた高齢者の就労機会の充実を図ります。・雇用・就労に関する情報発信源としての役割をもつ「うるま市地域職業相談室」における相談、情報提供を図ります。	商工観光課



基本方針 - 2 介護予防・介護保険サービス等の充実

〔現状と課題〕

介護予防対策については、介護予防事業の対象者となる二次予防事業対象者（要支援及び要介護状態になる恐れがあると認定された者）を把握するために、基本チェックリスト（日常生活動作等の点検調査）を実施してきました。しかし、対象者の把握は十分とは言えず、また、筋力トレーニング教室等介護予防事業になかなか結びついていません。介護予防に関する高齢者の認識を高めてもらい、教室等への参加を促進する必要があります。介護予防教室参加者については、教室参加により健康の維持・増進につながっています。しかし、教室修了後の継続的・自主的な取り組みに対する支援が課題となっており、この間養成した介護予防活動支援ボランティアを活用し、自主的な介護予防活動を促進していく必要があります。

一般高齢者を対象とした介護予防事業については、うるみんや島しょ地域で各種介護予防教室を開催してきました。しかし、利用者が具志川地区に偏ったり、島しょ地域では利用者が少ないなどとなっており、日常生活圏域を目安に各地区（石川、与那城、勝連）での実施を検討していく必要があります。また、一部の教室（貯筋クラブ）では利用者も多く、利用ニーズも高いため定員が限られ利用できない状況もみられます。より多くの高齢者の利用に資するよう、利用者による自主サークルの設置に向け、その支援を図っていく必要があります。

介護保険サービスについては、この間離島地域で通所介護等居宅サービスの提供がなされる状況となり、その部分で提供体制が大幅に改善しています。地域密着型サービスはニーズが当初予想したよりも伸びず、整備数は計画を下回っています。同サービスは、認知症者を身近な地域で支援していくという目的がありますが、ニーズはあるものの利用に結びつかない状況も散見されます。サービス活用に向け、利用促進を図っていく必要があります。施設サービスの施設増はありませんが、現在はこれに代替するものとして、住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅の整備の動きが市内各地で見られます。施設サービスの代替施設として期待されるものですが、居宅サービスを併設しているため介護保険の給付費増も懸念されることから、整備の動向に留意していく必要があります。

福祉サービスについては、島しょ地域の軽度生活援助事業等の実施により在宅サービスの充実が図られていますが、一部の利用者（家族を含む）でサービスへの依存が強くなる傾向もあり、自立に向けた支援が必要となっています。

〔現状と課題（続き）〕

地域包括ケアの構築に向け、在宅医療との連携が求められています。中部地区医師会等との連携により、訪問診療等に対応する診療所やその支援病院の確保を図っていく必要があります。

『基本方針 - 2 介護予防・介護保険サービス等の充実』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護保険サービスの充実
- (3) 福祉・医療サービスの充実

【個別施策(1) 介護予防の推進】

高齢者が介護を必要とする状況にならないよう、介護予防に関する知識の普及、啓発を進めるとともに、介護予防事業の対象となる高齢者の把握を進め、介護予防事業への参加を促進します。また、より多くの高齢者が介護予防活動に参加するよう、自治会等地域活動組織との連携を図ります。

施策	内容	担当課
二次予防事業対象者把握の充実	・介護予防の意義や基本チェックリストの必要性に関する広報啓発ならびに基本チェックリスト未回収者への訪問活動等を進め、二次予防事業対象者の把握に取り組みます。	地域包括支援センター
二次予防事業の充実	・より多くの二次予防事業対象者が介護予防に取り組めるよう、利用促進に向けた広報啓発等を進めるとともに二次予防事業の充実を図ります。 ・二次予防事業修了者が住み慣れた地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう、自治会等と連携しボランティアを活用した活動の場を確保します。	

<p>一次予防事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の普及啓発を図るため、対象者のニーズにあった教室づくりや周知方法の工夫に取り組みます。 ・市全体の高齢者の介護予防活動の充実を図るため、自治会、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター等との連携のもと、地域での介護予防教室の開催や地域資源の活用に取り組みます。 ・介護予防活動の自主サークル化に向け、実施場所の確保等の支援を進めます。 ・島しょ地域では、巡回バス（公民館間）の利用により、継続した出前教室が行えるよう支援し、また、自主活動に向けて支援を行います。 ・公民館で実施している生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）について、介護予防の視点で事業内容の充実を図るとともに、自治会等を通じて参加者の拡充を進めます。 ・同事業を通じて、ボランティアの確保及び育成等を図り、地域における支え合い活動の拡充を促進します。 	
<p>介護予防支援の充実（介護予防ケアマネジメント）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プランナーの確保等対応体制の充実を図ることで、要支援者及び二次予防事業対象者に対し、ケアプランを作成し、自立に向けた支援を行います。 	

◆実施計画

地域支援事業（介護予防事業）

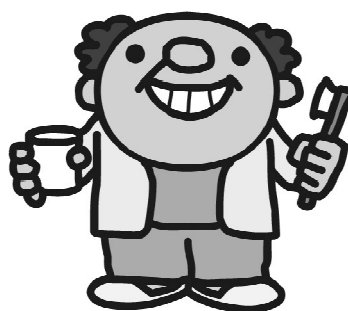
施策			計画			
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
二次予防事業	二次予防事業対象者把握事業	基本 チェックリスト	実施者数	8,400 人	9,800 人	11,700 人
		二次予防事業対象者数		2,210 人	2,580 人	3,080 人
	筋力向上トレーニング教室 （どーがっさん教室）		回数	144 回	192 回	240 回
			参加者数（延）	2,160 人	2,800 人	3,600 人
	栄養改善・口腔機能向上 教室 （歯がんじゅう教室）		回数	33 回	33 回	33 回
			参加者数（延）	396 人	396 人	396 人
一次予防事業	介護予防健康教室 （はつらつ教室）		回数	63 回	63 回	63 回
			参加者数（延）	1,575 人	1,701 人	1,827 人
	総合介護予防教室 （転ばぬ先の知恵教室）		回数	30 回	30 回	30 回
			参加者数（延）	750 人	750 人	750 人
	認知症予防教室		回数	10 回	10 回	10 回
			参加者数（延）	120 人	120 人	120 人
	施設活用型予防啓発事業 （貯筋クラブ）		回数	338 回	338 回	338 回
			参加者数（延）	7,485 人	7,485 人	7,485 人
	食生活改善事業 （ちゃーがんじゅう教室）		回数	前回計画まで位置づけていた「食生活改善事業」については、平成 24 年度より「総合介護予防教室」の中で実施することから、個別の目標指標からは削除しています。		
			参加者数（延）			
介護予防出前教室 （どーがっさん広場）		回数	96 回	96 回	96 回	
		参加者数（延）	1,920 人	1,920 人	1,920 人	

介護予防に資するその他の事業

施策			計画		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生きがい 活動支援 通所事業	地域型 (公民館ミニデイ)	回数	828 回	828 回	828 回
		参加者数(延)	16,560 人	18,216 人	19,872 人
	中央型	回数	192 回	192 回	192 回
		参加者数(延)	56 人	56 人	56 人

地域支援事業 (包括的支援事業)

施策			計画		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防 ケアマネジメント	介護予防プラン作成 (対象：特定高齢者)	件数	45 件	60 件	75 件
	介護予防プラン作成 (対象：要支援1・2)	件数	8,781 件	9,057 件	9,393 件



【個別施策(2) 介護保険サービスの充実】

介護保険サービスの確保及び質の向上に向けた取り組みを進めるとともに、高齢者の身近な地域でのサービス提供を図るために、地域密着型サービスの整備を推進します。また、新たな施設利用ニーズに対応していくため、居住系サービスの整備を促進します。

施策	内容	担当課
<p>介護予防・居宅介護サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者及び要介護者のため、島しょ地域での居宅サービスの確保に取り組みます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護</p> </div> <p>介護予防サービスについても同様なサービスがあります。</p>	<p>介護長寿課</p>
<p>地域密着型サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの利用を促進するために、介護支援専門員等との連携を図りながら、広報啓発を進めます。 ・各日常生活圏域でサービス提供体制を整えるために、各種交付金、補助金を活用して、適切な整備がなされるよう、その支援に努めます。 ・津堅地区では、住み慣れた地域で生活の継続ができるよう、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のサービスを推進します。 	

<p>施設・居住系サービスの充実及び整備促進</p>	<p>ア．施設サービスの確保 在宅での生活が困難な要介護者に対する施設サービスの確保に努めます。 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設</p> <p>イ．居住系サービスの整備促進 施設サービス利用のニーズに対応できるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や特定施設における入居者生活介護の整備を促進します。</p>	
<p>低所得者に対する負担軽減</p>	<p>住民税非課税世帯等の低所得者に対して、次の負担軽減を行います。申請漏れ等がないよう、利用に向け周知を図ります。</p> <p>ア．高額介護サービス費 利用者の負担段階ごとの上限額を超えた場合には、超過額の保険給付を行います。</p> <p>イ．特定入所者介護サービス費 介護保険施設等における食費・居住費を軽減します。</p> <p>ウ．利用者負担軽減制度 低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等のサービス利用者の負担を軽減します。</p> <p>エ．高額医療・高額介護合算制度 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、負担を軽減します。</p> <p>オ．保険料の負担軽減 特別な事情により保険料納付が困難と認められる場合、介護保険法に基づく減免と市条例に基づく減免を実施し、負担を軽減します。</p>	<p>介護長寿課</p>

<p>介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進</p>	<p>ア．介護支援専門員の質向上 介護支援専門員の支援については、適宜情報提供及び研修会等の開催を行うとともに、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に処遇困難ケースへの対応支援を行います。</p> <p>イ．医療機関・団体等との連携構築 包括的・継続的支援の推進のため、医療機関、その他関係機関との情報交換の場を確保するなど、連携及び協働体制を構築していきます。</p>	<p>地域包括支援センター</p>
<p>介護保険サービスの質の確保と向上</p>	<p>介護保険サービスの質の確保と向上及び介護保険事業が適切に運営されるよう、保険者として次の内容に取り組みます。</p> <p>ア．介護給付適正化の実施 ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の実施により給付適正化に取り組みます。より適切な対応が行えるよう、有資格者の確保に努めます。</p> <p>イ．地域包括支援センター等運営協議会の開催 地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営協議会での事業点検等を進めます。</p> <p>ウ．第三者評価事業の導入促進 介護保険サービスがより適切に提供されるよう、各事業所に対し第三者評価事業の導入を働きかけます。</p> <p>エ．介護保険制度の周知・情報提供の充実 ・市の窓口、ホームページ等を通じて、介護保険サービスの情報提供に取り組みます。 ・民生委員、訪問系事業者、介護支援専門員などの地域ケア関係者に対し、適切な情報提供に取り組みます。</p> <p>オ．指導・監督の実施 介護保険事業者による適切なサービス提供等を実施してもらうよう必要に応じ、指導・監督を行います。</p> <p>カ．介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ 介護サービス事業所同士が連携し、サービスの質の向上に取り組めるよう既存連絡会の支援を行うとともに、新たな連絡会の立ち上げ支援に取り組みます。</p>	<p>介護長寿課</p>

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービスの事業所指定 (新規指定数)	小規模多機能型居宅介護	1 事業所	0 事業所	0 事業所
	認知症対応型通所介護	1 事業所	0 事業所	0 事業所
	認知症対応型共同生活介護	0 事業所	0 事業所	1 事業所
介護支援専門員の支援と連携	ケアマネ連絡協議会との連絡会開催	12 回	12 回	12 回
	研修会の開催	2 回	2 回	2 回
地域包括支援センター等運営協議会の開催		2 回	2 回	2 回

平成 24 年度の認知症対応型通所介護は、津堅地区でのサービス提供を想定。

なお、介護保険サービスに係る事業量及び給付費の見込み等については、第 3 章で取扱います。

【個別施策(3) 福祉・医療サービスの充実】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、在宅で安心して暮らし続けていけるように、生活支援サービスや安否確認サービス等の利用の促進を図るとともに、在宅医療等に充実に努めます。また、家族介護者の介護負担の軽減を図るため家族介護者支援事業を実施します。

(3) - 1 在宅福祉サービスの実施

施策	内容	担当課
軽度生活援助事業の実施	・介護保険非該当の高齢者が自立した生活を維持できるよう、ヘルパー派遣による軽度な家事援助等の支援を実施します。さらに、地域資源を活用し自立を促進します。	介護長寿課
食の自立支援事業	・食事の用意が困難な要援護高齢者に対し配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持と安否等の確認を行います。他事業の活用も併用し自立を促進します。	
老人福祉電話貸与の実施	・電話のない一人暮らし高齢者が電話を通じて孤独感の解消等が図れるよう、福祉電話の貸与・設置を実施するとともに、継続利用への支援（口座引き落とし等の勧奨）を行います。	

緊急通報システム貸与の実施	・慢性疾患があるかもしくは日常生活上注意が必要な一人暮らし高齢者等の世帯に対し、安否確認や緊急時の支援等に対応できるよう、機器の貸与・設置を実施します。
ふれあいコール事業の実施	・一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消等が図れるよう、電話コールのサービスを実施します。高齢者相談センター等との連携を図りながら、ニーズの掘り起こしを進めます。
在宅老人日常生活用具給付事業の実施	・高齢者が安全な生活を送ることができるよう、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具を給付します。
外出支援サービスの実施	・一般の交通機関での移動が困難な在宅高齢者に対し、福祉車両による外出支援サービスを実施します。
高齢者紙おむつ支給事業の実施	・要介護4・5の認定を受け、紙おむつ等を使用する要援護高齢者に紙おむつの支給を行い、経済的・精神的負担の軽減を図ります。より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。
在宅介護者手当の支給	・要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で同居しながら介護している介護者に対し、手当を支給し経済的・精神的負担の軽減を図ります。より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。

各サービスを利用するには対象者の要件を満たす必要があります。

◆実施計画

施策		計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
軽度生活援助事業	利用者数(延)	215人	220人	225人
食の自立支援事業	利用者数(延)	167人	172人	177人
	配食数(延)	2,338食	2,408食	2,478食
老人福祉電話貸与	利用者数(実)	65人	70人	75人
緊急通報システム事業	利用者数(実)	115人	120人	125人
ふれあいコール事業	利用者数(実)	45人	50人	55人
在宅老人日常生活用具給付事業		45人	50人	55人

外出支援サービス	利用者数(実)	35人	40人	45人
高齢者紙おむつ支給事業	利用者数(実)	400人	450人	500人
在宅介護者手当ての支給	利用者数(実)	450人	500人	550人

(3) - 2 家族介護者支援の充実

施策	内容	担当課
家族介護支援事業の推進	<p>ア．家族介護教室等の実施 在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、介護技術が習得できるよう教室の開催や心身等の元気回復を支援していきます。また、家族を支える地域支援者への参加促進や広報啓発に努めます。</p> <p>イ．家族介護慰労金支給事業の実施 要介護4又は5に認定されてから1年間介護保険サービスを利用しなかった家族介護者に対し、在宅生活の継続及び経済的負担軽減等を図るため慰労金を支給します。広報紙等を活用し周知を図るとともに対象者把握に努めます。</p> <p>ウ．認知症高齢者見守り事業の実施 認知症高齢者を介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と認知症高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図るため、見守り等の訪問を行います。</p>	介護長寿課
在宅介護者の活動支援	<p>・介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会に対して、活動が市全体に広がるとともに、その運営が円滑に行われるよう支援を図ります。</p>	

◆実施計画

施策			計画		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護 支援事業	家族介護者元気回復事業 (リフレッシュ事業)	回数	6 回	6 回	6 回
		参加者数(延)	300 人	300 人	350 人
	家族介護慰労金支給事業		4 人	5 人	5 人

(3) - 3 施設サービスの実施

施策	内容	担当課
養護老人ホームへの入所措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方で在宅での日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身状態や経済状況、生活環境等を総合的に勘案し、施設入所の措置を実施します。 ・入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的としている制度の周知に向けた取り組みを進めます。 	介護長寿課
高齢者等緊急一時保護事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 	

(3) - 4 在宅医療等の充実

施策	内容	担当課
在宅療養支援診療所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での医療サービスの充実を図るため、中部地区医師会や地域医療支援病院等との連携のもと、在宅療養支援診療所や連携病院の確保等を促進します。 	介護長寿課
看取り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。 	

基本目標II	高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち
--------	---------------------

基本方針 - 1 支え合いの仕組みづくり

〔現状と課題〕

支え合いの仕組みづくりのため、うるま市では直営の地域包括支援センターと、日常生活圏域ごとに高齢者相談センターを設置し、相談員の増員等により相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化等により地域ケアネットワークの充実に取り組んできました。今後、地域（自治会等）との連携充実によりネットワークの強化を図っていく必要があります。

地域における支え合いの体制づくりについては、地域住民による支え合い活動として自治会や民生委員、地域ボランティアの連携による一人暮らし高齢者の訪問活動等が主体的に行われています。また、社会福祉協議会の出前講座を通じて、地域における要支援世帯の見守り等を行う組織（見守り隊等）の結成も進んでおり、今後、全ての地域での組織化を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進していくことが重要です。今後増加していく一人暮らし高齢者等の支援として、緊急時の対応や孤独死の防止などの見守りや支え合い活動がますます求められてくることから、住民が主体的に関わっていく支え合いのネットワークの充実が課題となります。

権利擁護の推進では、成年後見制度や日常生活自立支援事業による支援が必要な高齢者が増えています。しかし、それに対応するための組織や人材の面で不足があるなど、難しい状況となっており、支援体制の充実が求められています。

認知症対策については、講演会等を通じて市民の認知症高齢者への理解を図るとともに、介護予防教室を通じて認知症予防に取り組んできました。また、要介護者対策として、関係機関との連携による個別支援や認知症対応型の地域密着型サービスの充実等を図ってきました。今後とも、認知症への理解、認知症予防対策の充実、地域との連携を含めたサポート体制の充実等を図っていく必要があります。

「孤独死」とは、近親者や地域の人をはじめ誰とも付き合いがなく、一人寂しく亡くなり、その後長期間発見されない状態を指します。

『基本方針 - 1 支え合いの仕組みづくり』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 地域における支え合いの体制づくり
- (2) 総合相談支援の充実
- (3) 認知症高齢者への支援対策の強化

【個別施策(1) 地域における支え合いの体制づくり】

高齢者の生活を取り巻く様々な問題を解決するためには、本人自身や家族だけの取り組みだけではなく、地域による支援や地域包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉の関係機関・団体の地域ケアネットワーク及び支援が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの充実に努めます。

施策	内容	担当課
地域包括支援センター及び高齢者相談センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと各生活圏域に設置した高齢者相談センターの体制を今後も維持しつつ、相談員の増員等充実強化に努めます。 ・地域包括支援センター及び高齢者相談センター等の周知を図るため、高齢者支援サービスも含めた総合案内パンフレットを作成します。 	地域包括支援センター
地域ケアネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して生活が送れるよう、生活を取り巻く様々な問題解決の支援に取り組むと同時に、その支援に関わる保健・医療・福祉の関係機関・団体と、自治会等地域団体との連携を強化します。そのために、地域ケア関係機関連絡会を開催します。 	介護長寿課 地域包括支援センター
住民主体の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等に対する地域の見守り活動等を推進するため、社会福祉協議会との連携により地域見守り隊の育成支援を進め、その活用を図るとともに、公民館ミニデイや老人クラブ活動などの既存事業を活用し、地域づくりに取り組みます。 ・住民同士のコミュニケーションを深め、無理 	

	なく相互に見守り等が行えるよう、地域での相互の声かけを勧めます。	
--	----------------------------------	--

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ちばらな応援隊養成事業	回数	10 回	10 回	10 回
	参加者数(実)	12 人	12 人	12 人
	参加者数(延)	120 人	120 人	120 人

【個別施策(2) 総合相談支援の充実】

高齢者に関するあらゆる相談と、より適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図るとともに、各種の支援体制の充実に努めます。また、高齢者が認知症などによる判断能力の低下によって、生活において不利益が生じないよう、権利擁護等の制度が円滑に利用できるよう、その仕組みの充実を図ります。

施策	内容	担当課
総合相談体制の充実	・地域包括支援センター並びに各地区の高齢者相談センターにおいて、高齢者の生活相談等により適切に対応できるよう相談員の質向上や有資格者の確保等に努めます。	地域包括支援センター
権利擁護・成年後見制度の活用	・成年後見制度が円滑に利用できるよう、周知や相談支援等を行い、関係機関との連携のもと、成年後見制度利用支援事業の実施や第三者後見人の確保に努めます。 ・日常生活自立支援事業については、市民の利用ニーズに対応できるよう相談支援体制を充実させ、地域福祉権利擁護センター設置を目指します。	
高齢者虐待への対応	・関係機関、地域との連携を行い、高齢者虐待への迅速かつ適切な個別支援及び虐待防止体制づくりとして高齢者虐待防止ネットワーク会議を適宜開催していくとともに、同会議等を通じて高齢者虐待防止マニュアルを	

	配布し、有効に活用していきます。 ・ 広報紙等を活用し、高齢者虐待防止の意識啓発に取り組みます。	
--	---	--

【個別施策(3) 認知症高齢者への支援対策の強化】

高齢者等が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、地域ケア関係者や関係機関・団体とのスムーズな支援連携を図ります。

施策	内容	担当課
認知症に関する普及啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、各種団体や自治会等を対象に認知症サポーター養成講座の開催を支援します。また、講演会や広報紙等を活用した啓発に取り組みます。 	地域包括支援センター
認知症ケアサポート体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターや小地域ネットワーク活動等との連携による地域での見守り体制づくりを進めるとともに、地域ケア関係者や関係機関・団体とのスムーズな支援連携に取り組みます。 	

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症予防教室	回数	10 回	10 回	10 回
	参加者数(延)	120 人	120 人	120 人

基本方針 - 2 安心・安全なまちづくり

〔現状と課題〕

災害時の支援体制の構築について、うるま市では平成 23 年度に市全体の防災システムを構築し、24 年度以降要援護高齢者等一人で避難できない人の選定、その支援体制の構築を行う予定です。今後、体制構築に向け、高齢者をはじめ市民への周知と、市民の理解、協力を図っていく必要があります。

そうした中で、高齢者の避難等のサポートには自主防災組織の役割が大きいとされていますが、本市における自主防災組織は一部の自治会を除いて組織化が進んでいません。組織化に向け、自治会等との連携を図っていく必要があります。

また、近年、高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが増えています。このような犯罪から高齢者を守るためには、高齢者本人のみならず地域全体での防犯意識の向上とその取り組みが重要です。

生活の基盤となる住まいについては、未届けの有料老人ホームが市内に点在しており、県と連携を図りながら届け出の促進、居住環境の改善促進等に取り組んでいく必要があります。また、市内で一定の居住水準を有するサービス付高齢者向け住宅の整備の動きもあることから、良質な高齢者住宅の確保に向け、整備を促進していく必要があります。なお、同住宅については、本市の介護給付費の増加を抑制するために、住所地特例施設としての適用を関係機関に要請していく必要もあります。

『基本方針 - 2 安心・安全なまちづくり』を実現するため、次の個別施策に取り組めます。

- (1) 防災・防犯対策の充実
- (2) 住宅・住環境の充実

【個別施策(1) 防災・防犯対策の充実】

災害時における要援護者に対する支援について、自治会や民生委員との連携のもと取り組むとともに、うるま市防災本部を中心とした全庁的な体制で取り組みます。また防犯対策についても、自治会や民生委員、うるま警察署、石川警察署等の関係機関・団体と連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

施策	内容	担当課
災害時要援護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における広報及び災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、自治会単位で要援護者の支援体制の整備促進を図ります。 ・支援体制の整備に向け、市民や高齢者等への周知を図るとともに、自治会等との連携のもと、支援者の確保に努めます。 	総務課 介護長寿課
自主防災組織の組織化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が暮らす身近な地域での防災体制を充実させるため、自治会との連携により自主防災組織の設置を支援します。 	総務課
高齢者等緊急一時保護事業の実施（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 	介護長寿課
消費者保護対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な訪問販売、振り込め詐欺等から高齢者を守るために、広報紙、自治会、民生委員、高齢者相談センター等を通じて啓発を図ります。 ・悪質な訪問販売等に適切に対応できるよう、うるま市役所本庁舎での消費者相談等の利用を促進します。 	市民生活課

◆実施計画

施策	計画		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
災害時要援護者支援体制の充実	要介護者に関する対象者リストの作成	自治会や民生委員、希望者による支援者リストの作成	対象者、支援者リストの充実
自主防災組織の組織化促進	実施	実施	実施

【個別施策(2) 住宅・住環境の充実】

高齢者にとって住みやすい住宅、住環境の確保に向け、行政内はさることながら、民間事業者や関連団体等との連携のもとに、高齢者向け住宅の確保、有料老人ホームの質向上への支援、公共空間のバリアフリー化の推進等を進めます。

施策	内容	担当課
高齢者向け住宅の整備促進	・より望ましい高齢者向け住宅を確保するために、サービス付高齢者向け住宅等の整備を促進します。なお、これらの施設に関しては、住所地特例施設としての適用拡大に向け、県等への要請を行います。	介護長寿課
有料老人ホームの届け出促進	・より望ましい居住環境を確保するために、未届け有料老人ホームについて、県との連携により届け出等の促進を図ります。	介護長寿課
有料老人ホーム事業所連絡会（仮称）の設置支援	・有料老人ホームの質向上に向け、事業所間の情報交換、事例検討等が行えるよう、有料老人ホーム事業所連絡会の設置を支援します。	介護長寿課
高齢者が利用しやすい住宅の普及促進	・沖縄県建築士会うるま支部等との連携による高齢者が利用しやすい住宅の普及啓発を促進します。	建築指導課 介護長寿課
高齢者が利用しやすい公共空間の整備	・道路、公園、公共施設等の公共空間において、段差解消、手すりの設置等高齢者が利用しやすい環境整備を推進します。	土木課 都市計画課 建築工事課